

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

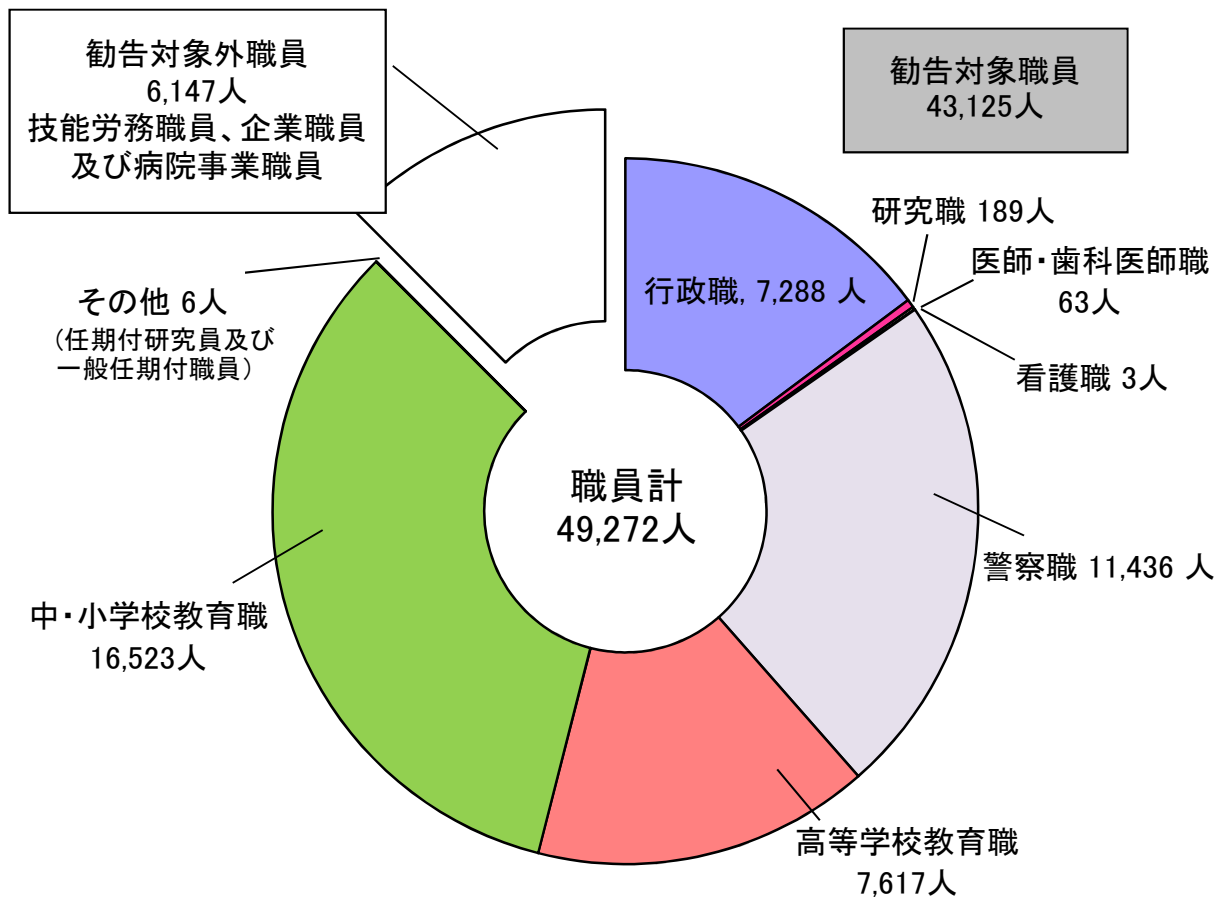
令和元年 10 月
兵庫県人事委員会

目 次

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく給与勧告
- 5 本年の給与勧告
- 6 最近の給与勧告の状況

1 給与勧告の対象職員

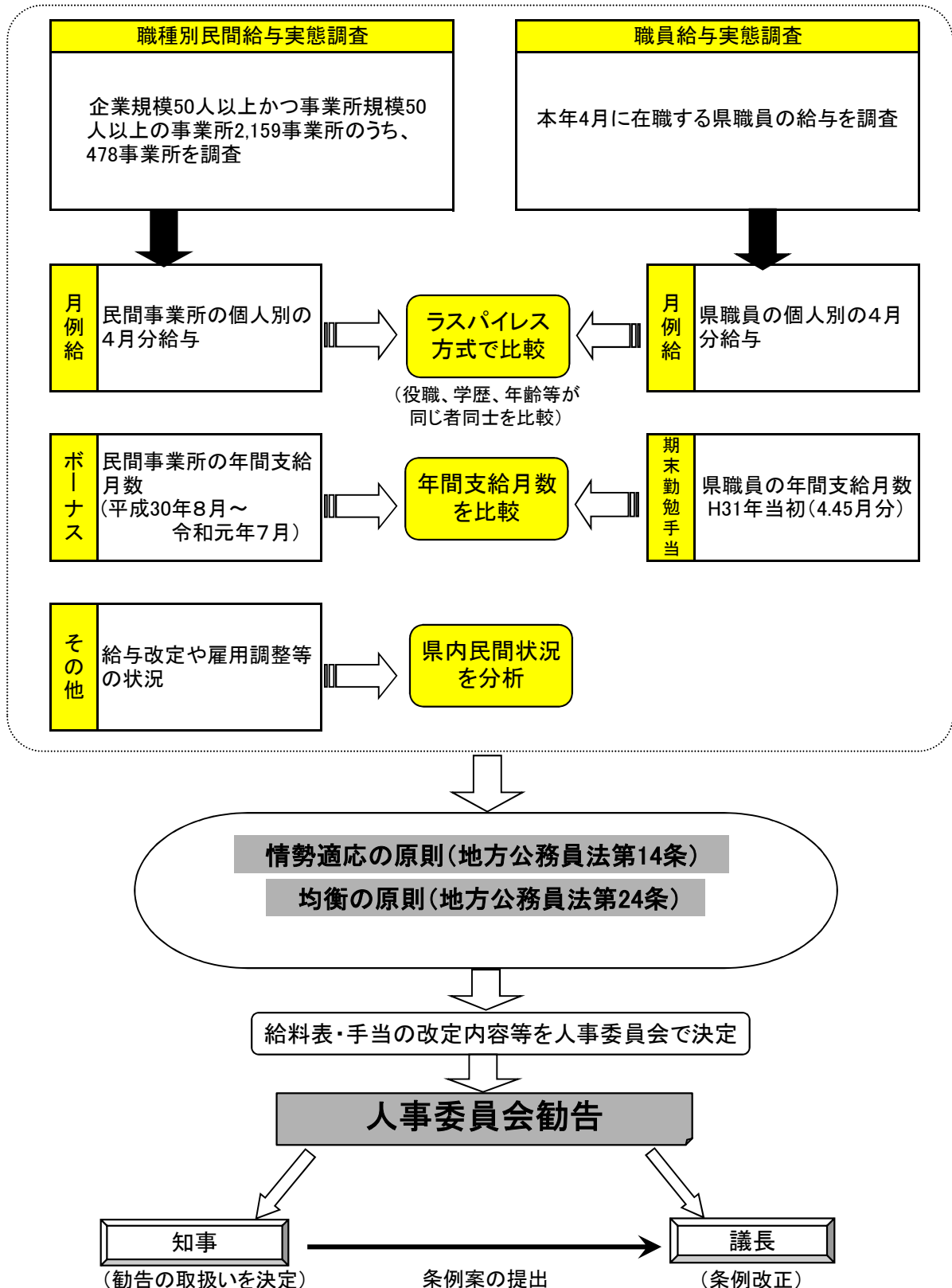
兵庫県には、平成31年4月1日現在、49,272人の職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を除いた43,125人です。



2 給与勧告の手順

人事委員会では、民間従業員と県職員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

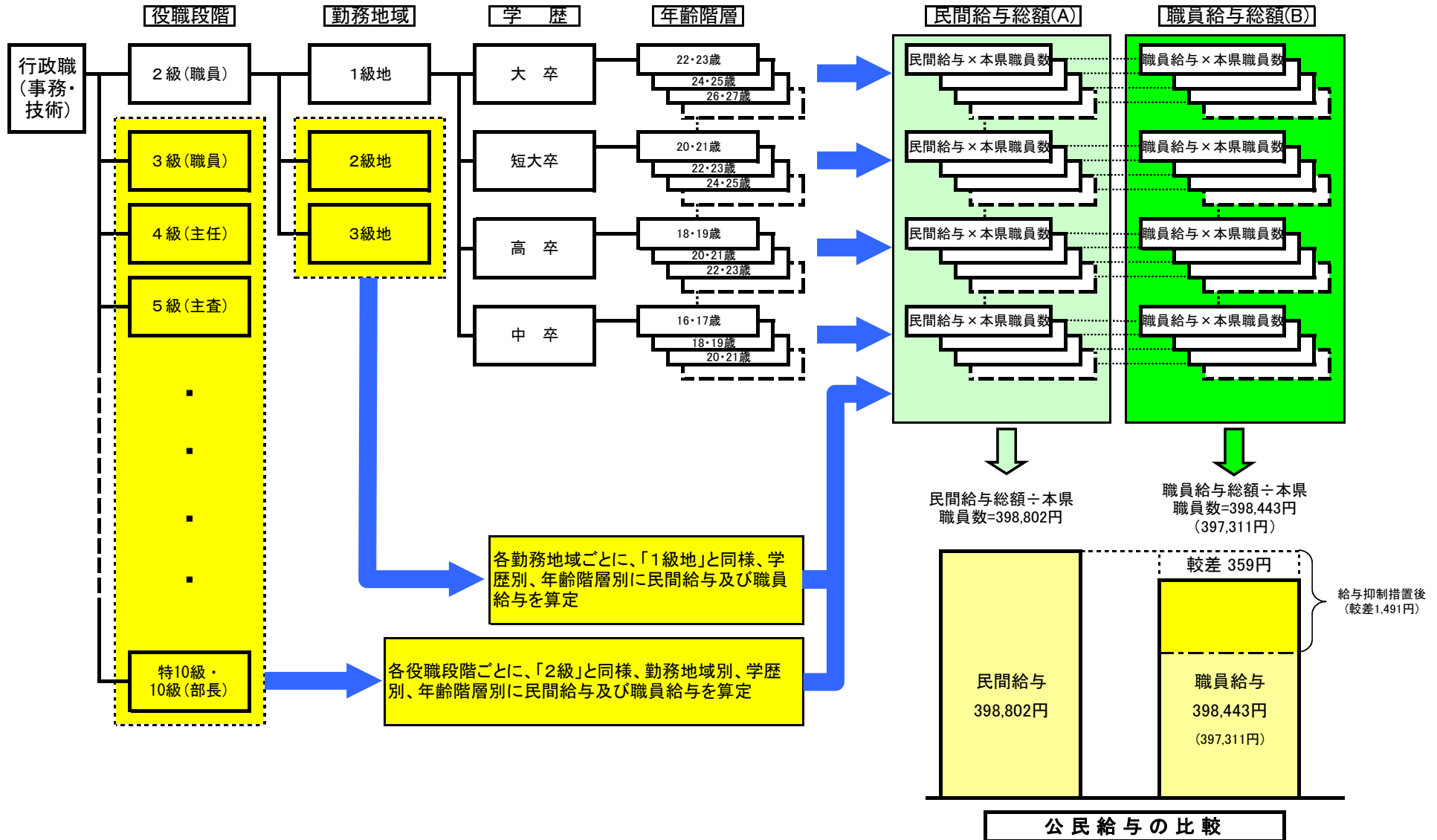
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給月数に公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の兵庫県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に職員に支払っている支給総額(B)と比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに、本県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



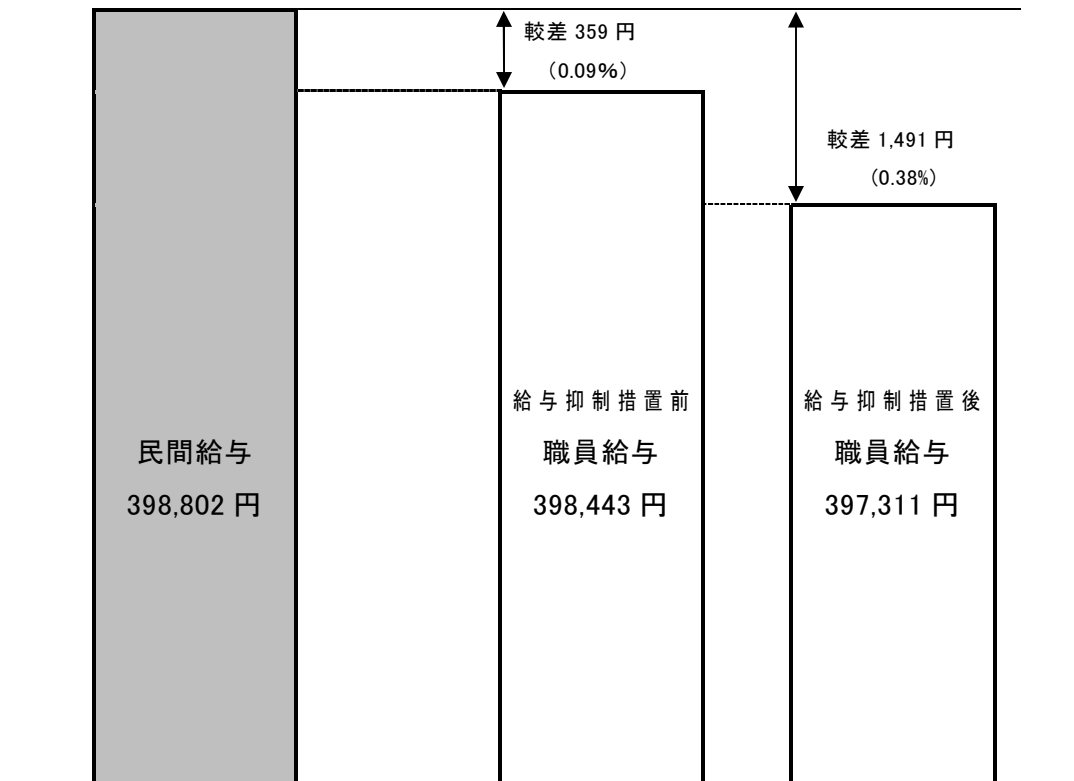
注 ()内は給与抑制措置後の場合

4 民間給与との較差に基づく給与勧告

《公民較差》

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員給与は民間従業員給与を給与抑制措置前で359円(0.09%)、給与抑制措置後で1,491円(0.38%)下回っています。

民間従業員の給与 (A)	398,802円
県職員の給与 (B)	398,443円 [給与抑制措置後：397,311円]
較 差 (A)-(B)	359円(0.09%) [給与抑制措置後：1,491円(0.38%)]



5 本年の給与勧告

1 給料表

国の俸給表の改定内容に準じて引上げ（平均改定率：0.1%）

【行政職給料表】

- ・30歳台半ばまでの若手職員を2,000円の範囲内で引上げ
（初任給：+1,500～1,900円）

【その他の給料表】

- ・行政職給料表との均衡を基本に改定

2 期末・勤勉手当

民間の支給月数（4.50月）と見合うよう引上げ（再任用職員を除く）

- ・現行4.45月分→4.50月分（勤勉手当：+0.05月）

一般職員	6月期	12月期	計
期末手当	1.300月	1.300月	2.60月
勤勉手当	0.950月 (現行0.925月)	0.950月 (現行0.925月)	1.90月 (現行1.85月)
計	2.250月 (現行2.225月)	2.250月 (現行2.225月)	4.50月 (現行4.45月)

3 初任給調整手当

獣医師を支給対象に追加（支給限度額：35,000円、支給期間の上限：15年）

4 通勤手当

交通機関と交通用具を併用して通勤する職員のうち、有料の駐車場を利用する者について、利用料金の一部を加算する制度を措置

（支給額：利用料金の1/2、上限額：自動車3,000円、バイク1,500円、自転車：1,000円）

5 改定の実施時期

平成31年4月1日。ただし、3及び4は令和2年4月1日

〔参考〕職員1人当たりの改定状況

（行政職：平均年齢43.4歳、平均経験年数21.7年）

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	392,541円	4.45月	6,486,000円	26,000円
改定後	392,916円	4.50月	6,512,000円	(0.40%)

6 最近の給与勧告の状況

民間賃金の改善を反映して、月例給、特別給ともに6年連続の引上げとなりました。

	月例給（公民較差）		特別給（ボーナス）	
	率	額	年間支給月数	対前年比増減
平成11年	+ 0.22%	899円	4.95月	△ 0.30月
平成12年	+ 0.09%	363円	4.75月	△ 0.20月
平成13年	+ 0.04%	179円	4.70月	△ 0.05月
平成14年	△ 2.01%	△8,684円	4.65月	△ 0.05月
平成15年	△ 1.19%	△5,108円	4.40月	△ 0.25月
平成16年	△ 0.03%	△ 108円	4.40月	据置
平成17年	△ 0.38%	△1,619円	4.45月	+ 0.05月
平成18年	△ 0.02%	△ 88円	4.45月	据置
平成19年	△ 0.03%	△ 135円	4.50月	+ 0.05月
平成20年	△ 0.02%	△ 78円	4.50月	据置
平成21年	△ 0.28%	△1,183円	4.15月	△ 0.35月
平成22年	△ 0.17%	△ 727円	3.95月	△ 0.20月
平成23年	△ 0.29%	△1,199円	3.95月	据置
平成24年	△ 0.12%	△ 486円	3.95月	据置
平成25年	+ 0.01%	49円	3.95月	据置
平成26年	+ 0.29%	1,202円	4.10月	+ 0.15月
平成27年	+ 0.34%	1,405円	4.20月	+ 0.10月
平成28年	+ 0.83%	3,411円	4.30月	+ 0.10月
平成29年	+ 0.73%	2,988円	4.40月	+ 0.10月
平成30年	+ 0.02%	99円	4.45月	+ 0.05月
令和元年	+ 0.09%	359円	4.50月	+ 0.05月

※ 公民較差は、勧告の基本とする較差